

1 貸切使用する場合の利用料

(1) グラウンド・スタンド利用料

単位：円

区分・利用の単位			新料金（令和8年4月1日適用）			（参考）現利用料金		
			利用料の額（1時間につき）			利用料の額（1時間につき）		
			1時間につき	午前8時から 午後6時まで	一日につき	1時間につき	午前8時から 午後6時まで	一日につき
入場料を 徴収しない 場合	アマチュア スポーツに 使用するとき	小学校児童及び中学校生徒	660	5,250	7,220	570	4,560	6,270
		高等学校生徒並びに高等専門学校 及び大学の学生	1,960	15,640	21,510	1,700	13,600	18,700
		一般	2,780	22,180	30,490	2,410	19,280	26,510
	その他の催物 に 使用するとき	平日	6,150	55,270	73,700	5,340	48,060	64,080
		土曜日・日曜日・休日	8,560	77,010	102,680	7,440	66,960	89,280
入場料を 徴収する 場合	アマチュア スポーツに 使用するとき	小学校児童及び中学校生徒	1,990	19,900	25,870	1,730	17,300	22,490
		高等学校生徒並びに高等専門学校 及び大学の学生	5,900	59,000	76,700	5,130	51,300	66,690
		一般	8,320	83,150	108,090	7,230	72,300	93,990
	その他の催物 に 使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	1日につき1日の入場料の最高額の150人分に 相当する額（最低額221,920円）			1日につき1日の入場料の最高額の150人分に 相当する額（最低額192,970円）		
		営利を目的とする催物であるとき	1日につき1日の入場料の最高額の150人分に 相当する額（最低額277,100円）			1日につき1日の入場料の最高額の150人分に 相当する額（最低額240,950円）		

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。
- 2 この表において「1日」とは、午前8時から午後9時までをいう。
- 3 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義を問わず、野球場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 4 この表における「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校の生徒」には、これらの者に準ずるものを含むものとする。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

(2) 附属施設及び附属設備の利用料

単位：円

区分・利用の単位			申請額（R8年4月1日適用）		（参考）現利用料金	
			利用の単位	申請額	利用の単位	利用料金
会議室			1時間 につき	650	1室1時間 につき	560
報道用放送室			1室1時間 につき	1,700	1室1時間 につき	1,470
放送設備			1時間 につき	380	1室1時間 につき	330
温水シャワー（シャワー室、審判控室、監督室、女子更衣室）			1室1時間 につき	340	1室1時間 につき	290
スコアボード			1時間 につき	1,140	1室1時間 につき	990
夜間 照明 設備	アマチュアスポーツ に使用するとき	全灯使用	1時間 につき	18,420	1室1時間 につき	16,010
		3分の1減灯使用（硬式公認試合）	1時間 につき	12,290	1室1時間 につき	10,680
		3分の2減灯使用（硬式一般・軟式試合）	1時間 につき	6,150	1室1時間 につき	5,340
	その他の催物に使用 するとき	全灯使用（プロ野球）	1時間 につき	147,250	1室1時間 につき	128,040
		3分の1減灯使用	1時間 につき	73,630	1室1時間 につき	64,020
		3分の2減灯使用	1時間 につき	36,820	1時間 につき	32,010
バッティングゲージ			1台1時間 につき	430	1台1時間 につき	370
審判用具一式			1試合 につき	430	1試合 につき	370

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。
- 2 この表において「1日」とは、午前8時から午後9時までをいう。

## (3) 広告表示設備使用料

単位：円

区分	利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）	（参考）現利用料金
内野席前部フェンス	1㎡につき1年	16,880	14,670
外野席前部フェンス	1㎡につき1年	21,080	18,330

## 2 県立野球場の施設（前記1を除く。）の利用料

区分	利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）		
建物の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額	—	—

## 備考

- 1 使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1㎡として計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料については日割をもって計算する。
- 3 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 4 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料の額は、100円とする。
- 5 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。